

へいせい ねん がつ にちこう ぶ
平成23年8月5日公布

そうそくかんけい こうふ び しこう
総則関係 (交付日施行)

もくてききてい みなお だい じょうかんけい
1) 目的規定の見直し (第1条関係)

- すべ こくみん しょうがい う む ひと きほんてきじんけん きょうゆう
・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有す
る個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民
が、しょうがい う む わ へ だ そうご じんかく こせい
が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性
を尊重し合いながら共生する社会を実現する 等

しょうがいしゃ ていぎ みなお だい じょうかんけい
2) 障害者の定義の見直し (第2条関係)

- しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい た しんしん き の う しょうがい しゃ
・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者
であって、しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき じぶつ せいど かんこう かんねんとう
り継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるも
の 等

ち い き しゃかい きょうせいとう だい じょうかんけい
3) 地域社会における共生等 (第3条関係)

- 1) に規定する社会の実現は、すべ しょうがいしゃ しょうがいしゃ しゃ ひと
全て障害者が、障害者でない者と等
しく、きほんてきじんけん きょうゆう こじん そんげん おも
基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その
尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、
つぎ かか じこう むね はか
次に掲げる事項を旨として図る
- すべ しょうがいしゃ ぶんや かつどう さんか きかい かくほ
・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- すべ しょうがいしゃ だれ せいかつ せんたく きかい かくほ
・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保さ
れ、ち い き しゃかい ほか ひとびと きょうせい さまた
地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- すべ しょうがいしゃ げんご しゅわ ふく た い し そつう しゅだん
・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段に
ついてのせんたく きかい かくほ じょうほう しゅとくまた りよう
選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のた
めの手段についてのせんたく きかい かくだい はか
選択の機会の拡大が図られること 等

4) 差別の禁止 (第4条関係)

- ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等

5) 国際的協調 (第5条関係)

- ・ 1) に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等

6) 国民の理解 (第7条関係) / 国民の責務 (第8条関係)

- ・ 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策 等
- ・ 国民は、基本原則にのっとり、1) に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等

7) 施策の基本方針 (第10条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施
- ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

基本的施策関係（交付日施行）

1）医療、介護等（第14条関係）

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 等

2）教育（第16条関係）

- ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策
- ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上並びに学校施設その他の環境の整備の促進 等

3）療育【新設】（第17条関係）

- ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策 等
- ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進 等

4）職業相談等（第18条関係）

- ・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練 等

5) 雇用の促進等 (第 19 条関係)

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 等

6) 住宅の確保 (第 20 条関係)

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 等

7) 公共的施設のバリアフリー化 (第 21 条関係)

- ・交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進 等

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等 (第 22 条関係)

- ・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策 等

9) 相談等 (第 23 条関係)

- ・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援等

10) 文化的諸条件の整備等 (第 25 条関係)

- ・障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策等

11) 防災及び防犯【新設】(第 26 条関係)

- ・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策等

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第 27 条関係)

- ・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策等

13) 選挙等における配慮【新設】(第 28 条関係)

- ・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策等

14) ^{し ほう てつづき}司法手続^{はいりょとう}における配慮等【新設】^{しんせつ}(第 29 条^{かんけい}関係)

- ・ 刑^{けい}事^じ事件^{じけん}等の手続^{てつづき}の対^{たい}象^{しょう}とな^なった場^ば合^{あい}、民^{みん}事^じ事件^{じけん}等^{とう}に關^{かん}する手続^{てつづき}の当^{とう}事^じ者^{しゃ}等^{とう}とな^なった場^ば合^{あい}、權^{けん}利^りを円^{えん}滑^{かつ}に行^{こう}使^しで^でき^きるよ^{よう}、個^こ々^この障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}の特^{とく}性^{せい}に^おう^うじ^じた意^い思^し疎^そ通^{つう}の手^{しゅ}段^{だん}を確^{かく}保^ほするよ^{よう}配^{はい}慮^{りょ}する^とと^とも^もに、
關^{かん}係^{けい}職^{しょく}員^{いん}に^{たい}す^る研^{けん}修^{しゅう}等^{とう}ひつ^{ひつ}要^{よう}な施^し策^{さく} 等^{とう}

15) ^{こくさいきょうりよく}國際協力【新設】^{しんせつ}(第 30 条^{だいい}關係)

- ・ 外^{がい}國^{こく}政^{せい}府^ふ、國^{こく}際^{さい}機^き關^{かん}又^{また}は關^{かん}係^{けい}団^{だん}体^{たい}等^{とう}の情^{じょう}報^{ほう}の交^{こう}換^{かん}そ^たの他^ひ必^{ひつ}要^{よう}な施^し策^{さく} 等^{とう}

^{しょうがいしゃせいさくいいんかいとう}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}政^{せい}策^{さく}委^い員^ん会^{かい}等^{とう}

(^{こうふ}交^{こう}付^ふの日^ひか^から起^き算^{さん}し^て1年^{ねん}以^い内^{ない}に^おい^て政^{せい}令^{れい}で^さだ^める日^ひか^から施^し行^{こう})

^{くに}國^{くに}) ^{しょうがいしゃせいさくいいんかい}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}政^{せい}策^{さく}委^い員^ん会^{かい} (^{だい}第 32 ~ 35 条^{じょうかんけい} 關^{かん}係^{けい})

- ・ 中^{ちゅう}央^{おう}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}施^し策^{さく}推^{すい}進^{しん}協^{きょう}議^ぎ会^{かい}を改^{かい}組^そし、^{しょうがいしゃせいさくいいんかい}「障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}政^{せい}策^{さく}委^い員^ん会^{かい}」を^{ないかくふ}内^{ない}閣^{かく}府^ふに^せし^ち置^ち(^{しょうがいしゃ}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}、^{しょうがいしゃ}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}の^{じりつ}自^じ立^{りつ}及^{およ}び^{しゃかい}社^{しゃ}会^{かい}参^{さん}加^かに^{かん}關^{かん}する^{じぎょう}事^じ業^{ぎょう}に^{じゅうじ}従^{じゅう}事^じす^る者^{もの}、^{がくし}学^{がく}識^し經^{けい}驗^{けん}者^{しゃ}の^{そうり}う^ちか^ら総^{そう}理^りが^{にんめい}任^{にん}命^{めい})
- ・ ^{しょうがいしゃ}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}基^き本^{ほん}計^{けい}画^{かく}の^{さく}策^{さく}定^{てい}に^{かん}關^{かん}する^{ちょうさ}調^{ちょう}査^さ審^{しん}議^ぎ・^{いけん}意^い見^{けん}具^ぐ申^{しん}、^{どうけい}同^{どう}計^{けい}画^{かく}の^{じっし}実^{じつ}施^し
- ^{じょうきよう}状^{じょう}況^{きよう}の^{かんし}監^{かん}視^し・^{かんこく}勸^{かん}告^{こく}

^{ちほう}地^ち方^{ほう}) ^{しんぎかい}審^{しん}議^ぎ会^{かい}そ^たの^{ごうぎせい}他^たの^{きかん}合^{ごう}議^ぎ制^{せい}の^{かんけい}機^き關^{かん} (^{だい}第 36 条^{かんけい} 關^{かん}係^{けい})

- ・ 地^ち方^{ほう}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}施^し策^{さく}推^{すい}進^{しん}協^{きょう}議^ぎ会^{かい}を改^{かい}組^そし、^{しょうしょう}そ^の所^{じょう}掌^{じょう}事^じ務^むに^{しょうがいしゃ}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}に^{かん}關^{かん}する^{しさく}施^し策^{さく}の^{じっし}実^{じつ}施^し状^{じょう}況^{きよう}の^{かんし}監^{かん}視^しを^{ついか}追^{つい}加^か 等^{とう}